

平成16年 第4回 10月(臨時)中間市議会会議録(第1日)

平成16年10月19日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成16年10月19日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 承認第10号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(日程第2 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 意見書案 新市建設事業計画に関する意見書
第21号
(日程第3 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 決議案 住民投票の延期を求める決議
第1号
(日程第4 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 決議案 住民投票と議員の身分取扱いに対する統一見解の決議
第2号
(日程第5 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 6 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(18名)

1番 中家多恵子君	2番 山本 慎悟君
3番 佐々木晴一君	4番 植本 種實君
6番 青木 孝子君	7番 久好 勝利君
8番 杉原 茂雄君	9番 岩崎 三次君
11番 井上 久雄君	12番 湯浅 信弘君
13番 掛田るみ子君	14番 香川 実君
15番 上村 武郎君	16番 岩崎 悟君
17番 佐々木正義君	19番 下川 俊秀君
20番 片岡 誠二君	21番 井上 太一君

欠席議員（２名）

10番 堀田 英雄君

18番 米満 一彦君

欠 員（１名）

説明のため出席した者の職氏名

市長	大島 忠義君	助役	藤井 紅三君
収入役	中木 陸君	教育長	船津 春美君
総務部長	柴田 芳夫君	市民経済部長	貞末 伸作君
民生部長	是永 勝敏君	建設部長	行徳 幸弘君
教育部長	工藤 輝久君	水道局長	小南 哲雄君
市立病院事務長 ...	上田 献治君	消防長	小倉 計輝君
合併問題対策室参事			田中 茂徳君
秘書課長	田中 久光君	企画財政課長	牧野 修二君
総務課長	中野 諭君	税務課長	鳥井 政昭君
合併問題対策室長			中村信一郎君
社会福祉課長	伊東 久文君	管理課長	柎野 広行君
下水道課長	佐藤 満洋君	営業課長	矢野 卓雄君
選挙管理委員会事務局長			井上 敏幸君

事務局出席職員職氏名

局長 勝原 直輝君

次長 白子 優一君

補佐 小田 清人君

書記 岡 和訓君

書記 平川 佳子君

午前10時00分開会

議長（杉原 茂雄君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は18名で、定足数に達しております。これより平成16年第4回中間市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承お願いいたします。なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承お願いいたします。

． ．
日程第1．会期の決定

議長（杉原 茂雄君）

これより日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は、1日間と決しました。

． ．
日程第2．承認第10号

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第2、承認第10号を議題といたします。市長から、提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）

おはようございます。承認第10号平成16年度中間市一般会計補正予算（第3号）につきましては、専決処分といたしましたので、ご報告申し上げます。

中間市が北九州市と合併することについて、市民の意思を問う住民投票を、今月の31日に実施することといたしましたことから、直ちに住民投票に関する予算を調製し、今月1日付で専決処分といたしましたものでございます。

主な予算の内容を申し上げますと、歳出につきましては、投票開票事務従事者の人件費及び事務費といたしまして1,170万円を追加し、歳入につきましては、前年度繰越金で措置し、予算の総額を歳入歳出それぞれ174億5,502万円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第10号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。青木孝子さん。

議員(6番 青木 孝子君)

承認第10号平成16年度中間市一般会計補正予算(第3号)について、日本共産党市議団を代表いたしまして反対討論をいたします。

専決処分の承認を求める、平成16年度中間市一般会計補正予算は、北九州市への編入合併の是非を問う住民投票の実施を、10月31日に行おうとするための経費として、1,170万円が計上されております。

北九州市への編入合併は、中間市民5万人の暮らしや中間市の将来にかかわる問題だけに、市民の意思を尊重して進めなければなりません。また、住民投票を行う際には、市民がしっかり判断できる情報を行政の責任で提供しなければなりません。

市長は、住民投票について「合併協議会が終了し、その上で市民に情報を提供し、行います」と市議会で繰り返し答弁してきました。

ところが、市長は9月議会最終日の30日に「議員の在任特例の問題で合併協が膠着状態になっている状況を打開したい」という理由で、10月31日に住民投票を実施することを表明しました。10月7日の合併協議会では、市民生活に重大な影響を及ぼす合併後の事業計画は、住民説明会が終わった28日、住民投票日の3日前に審議することが提示されました。これでは、合併の全容が明らかにならないばかりか、情報提供も不十分なまま住民投票を行うことになり、市民に正確な判断材料もないまま合併の是非の判断を問うことになります。

このような状況のもとで、15日から20日にまでの6日間の予定で、住民説明会が小学校区毎に夜7時から実施されていますが、これまでの参加人数は、底井野小学校90名、中間小学校90名、東小学校92名、西小学校102名で、4日間ありましたが、有権者4万48人を対象にした住民説明会とは到底言えるものではありません。住民説明会の参加者から「よくわからなかった」という声も上がっています。市長は情報提供について、16日の住民説明会会場で「新聞の情報がたくさんあります」と言って、行政責任を放棄した発言をしています。

住民投票条例は、第11条で「市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、中間市が北九州市と合併することについて、市民が意思を明確にするために必要な情報の提供に努めなければならない」と、市長が負う責務を規定しています。

日本共産党市議団は、北九州市への編入合併について、住民投票の実施を否定するもの

ではありませんが、市民が投票するに当たり、合併の是非を判断する情報の提供ができない状態で実施する10月31日の住民投票は、条例に違反するものであり、延期すべきだと考えます。

以上のことから、10月31日の住民投票にかかわる補正予算に反対するものです。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論はありませんか。岩崎悟君。

議員（16番 岩崎 悟君）

私は、反対をする側として、討論を行いたいと思います。

まず、結論から申し上げますと、専決処分には反対するものではありません。

しかし、ここで、市長さんが、先日の合併協の中で、投票の結果が賛成多数であれば、定数特例でいかにざるを得ないというような発言をされたということで、新聞紙上で大きく報道されております。こういったことから、私は、あえて反対の立場を取らざるを得ません。

法定協で現在示されております30項目というような事業として、新市事業計画として多くの事業計画、何百億というような事業費を費やしての審議がなされておりますが、これが、合併した後に果たして実現できるか、この担保は何もないわけですね、定数特例でいくならば。

私たちが、私は、この事業が市民の方が希望されておるような、一、二例を申し上げますと、下水道事業や通谷の高架の問題や犬王古月線の拡幅問題や、いろいろたくさんあります。そういった事業が、市民が安心して任せて合併ができるというのは、在任特例で権限をもったシステムでなければならぬと思っております。と申しますのは、北九州は定数60数名です。この定数特例で、もしも合併するとなれば、3名、もうそれこそ数に及びません。こういうことであるならば、非常に先行きが不安です。ましてや、編入、吸収合併というこの問題であれば、私は市民を代表して、市民を安心して北九州市に合併するようなことにはならないということで、反対として討論をさせていただきます。

以上でございます。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより承認第10号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決をいたします。

ただいま議題となっております承認第10号は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

起立少数であります。よって、承認第10号は原案否決されました。

日程第3・意見書案第21号

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第3、意見書案第21号新市建設事業計画に関する意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。香川実君。

議員(14番 香川 実君)

ただいま議題となっております意見書案の提案理由を申し上げます。

初めに、意見書案の本文について、簡潔にまとめてございますので、朗読をさせていただきます。

第7回北九州市・中間市合併協議会へ提案された、新市建設事業計画に関して、この計画が必ずや、実施されるための、保障と担保を明確に提示することを求める。

以上、となっております。

既にご承知のとおり、新市建設事業計画は、法定協議会においてこれから審議がなされる事業ではございますが、新聞報道でも大きく報道されておりますし、大体総額670億という、大変な巨額な額が突如として発表されましたが、しかしながら、この計画案は、これまで専門部会や事務局レベルの協議におきまして、関係者の方々の大変なご苦労の中、ぎりぎりまでの検討、折衝した結果、すなわち8月の中旬時点におきます段階において、ほぼ大体、金額的には400から500億の部分でございましたが、そのように私ども、記憶をしておりましたが、北九州側が「もうこれ以上は認められない、もうこれ以上は合意することはできない」とした計画案とは一変して、突如として発表された今回の内容となっております。

なぜそうなったのか、このことは、北九州市側の意向に沿って、住民投票を議員の定数に絡めて中間市長が発表することを取引としてなされたものではないかと指摘する声も聞かされるところでございますが、マスコミ報道では、北九州市側の声も何点か紹介をされておりました。皆さん、ご覧になられたと思いますが、曰く「事業計画のいくつかはあめ玉にした」あるいは「中間市を揺さぶるには十分だ」といったような発言等々が掲載をされておりました。

私どもは真剣勝負で合併問題に取り組んでおりますが、あめ玉を舐めさせていただいておるのかなというような感じになりますと、もうこれは憤りを通り越しまして、何ともむなしさを感じるころではございますが、こうした発言からは、計画の実行というものは、不透明極まりないものとなって受け取られかねない状況が生まれてくるわけでございますが、であるがゆえに、この新市建設事業計画が本当に軌道に乗るのか否か見定めるために

も、私ども中間市側が在任特例を主張する、そのゆえんの一つもここにあるわけでございます。

よって、新市建設事業計画の信頼確保のために、本意見書案を提出をさせていただき次第でございます。

ご賛同のほど、よろしくお願いを申し上げます。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第21号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。久好勝利君。

議員（7番 久好 勝利君）

ただいま議題となっております新市建設事業計画に関する意見書について、日本共産党議員団を代表して賛成討論をいたします。

今、大島市長をはじめ、合併を推進している人たちが大宣伝をしている新市建設計画は、今月28日の合併協議会に結論を持ち越しているもので、まだ確定したものではありません。

しかも、中間市で住民投票の日程が決まった途端に、それまで北九州市が渋っていた中間市内での事業費を95億円も上積みしました。

新市建設計画の中には、中間市側が何ら要求していないものもありますし、無駄な事業ではないかと思われるものもあります。また、中間市の事業計画の中に組み込まれ、着実に実施に移されているものもあり、合併特例債に頼らなくてもまちづくりは可能です。

合併は編入合併で、中間市は消えてなくなります。どんな約束をしても、そのときの経済状況や北九州市の財政状況によって、約束が反故にされても何をすることもできません。

筑豊の旧産炭地域には、炭坑閉山後に国から財政支援がありました。香月地域のための支援費は、門司の港湾整備に回された例もあります。

住民投票を前にした大盤振る舞いは、「絵に描いた餅」になるのではないかと、誰しも危惧するところであり、賛成します。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

討論なしと認めます。

これより意見書案第21号新市建設事業計画に関する意見書を、起立により採決をいたします。本意見書について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

起立多数であります。よって、意見書案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第4 決議案第1号

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第4、決議案第1号住民投票の延期を求める決議を議題とし、提案理由の説明を求めます。佐々木正義君。

議員(17番 佐々木正義君)

おはようございます。

住民投票の延期を求める決議、北九州市との合併の是非を問う、住民投票に当たって制定された住民投票条例では、第11条で「住民投票の適切な執行を確保するため、中間市が北九州市と合併することについて、市民が意思を明確にするために必要な情報の提供に努めなければならない」と規定されている。

ところが、いまだに合併協議を進める法定協議会は、多くの協議事項で合意に至っていない。10月31日に設定された住民投票3日前の同月28日に次回の法定協議会が開催されるが、ここで残されたすべての協議を終えることは、これまでの経過からして困難な状況であると考えられる。

また、住民投票の期日前投票は、10月22日から実施されるものであり、10月28日に決定される予定の協議項目については、周知できない状況下での投票となる。こうした投票の時期によって情報量に格差が生じる住民投票自体が無効となる可能性があるものである。

市民が投票に当たって、合併の是非を判断する情報の提供が十分かつ公正に行われない状況での住民投票は、条例を採択した議会の責任において認めがたいものである。よって、住民投票の延期について考慮を求めるものである。

以上、決議する。

議長(杉原 茂雄君)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第1号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。佐々木晴一君。

議員（3番 佐々木晴一君）

この、住民投票の延期を求める決議に対する賛成討論をさせていただきます。

この住民投票におきましては、私ほど議会で、一般質問で質問をした議員は他にいないと思います。去年の6月議会から北九州との合併問題を取り上げまして、9月議会から毎回のよう、私はこの住民投票を質問してきました。そのたびに、市長におかれましては、合併促進調査特別委員会に付託する内容だからと、そこで討議してもらったと答えていらっしやいましたし、また、法定協議会が始まってからは、法定協議会でこれは審議する内容だからと言っておられました。ですから、私もそれが正しいものだと思っておりました。そして、北九州との合併という問題におきましては、今年3月議会におきまして、私から、合併するのは行政改革のための合併ならば、議員待遇は定数特例でいくべきだと私は主張してまいりました。その件も、この法定協議会で審議する内容だという答弁をいただいております。

しかるに、先日の法定協議会の場におきまして、急遽、この議員待遇は定数特例、そして住民投票は31日と専決処分で決められてきました。私の答弁におけるこの法定協議会、合併促進調査特別委員会、これの協議なくして専決でいかれたわけでございますので、私は北九州の合併、大賛成であり、定数特例でいくべきだと思っております。しかし、その方法は協議で行うべきだし、議員の納得の上でやるべきだと思っておりますので、市長が答弁されたごとくに、最後までその方針を貫いていただきたいと思っておりますので、この住民投票に関する延期を求める決議には賛成いたします。

以上です。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論はありませんか。久好勝利君。

議員（7番 久好 勝利君）

住民投票の延期を求める決議について、共産党議員団を代表して賛成討論を行います。

北九州市との合併協議においては、いまだ解決していない沢山の問題を抱えています。

しかも、次回の法定協議会が開催されるのは28日で、これは10月31日に設定された住民投票の3日前です。ここですべての協議が終わると思えません。仮に協議を終え

たとしても、その内容を市民にどのようにして伝えるのでしょうか。

共産党議員団は、今月13日、市長に「住民投票延期の申し入れ」をしましたが、その際市長は、28日の協議の結果については「新聞を見てもらえればわかる」と、このように言いました。これは、住民への説明責任を放棄するものであり、住民の知る権利を無視するものであります。

このような状況のもとでの住民投票は、「住民投票の適正な執行を確保するため、中間市が北九州市と合併することについて、市民が意思を明確にするために必要な情報の提供に努めなければならない」となっている住民投票条例第11条に違反するものであります。

また、市長は当然のことながら、議会の場では「協議会で協議を終えて、住民に十分に説明して住民投票にかける」との発言をしています。その発言からしても、今回の事態は議会軽視も甚だしいと言わざるを得ません。

以上のことから、決議案に賛成します。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論はありませんか。片岡誠二君。

議員（20番 片岡 誠二君）

住民投票の延期を求める決議案に関連して、賛成討論を行います。

去る10月7日、第7回合併協議会の冒頭で、市長は、「膠着状態にある合併協議会を開くためには、住民投票を実施する」という主旨の発言を行いました。そして、その発言は、「北九州市側が用意した原稿をそのまま読み上げた」という記事が翌日の西日本新聞に掲載されました。

私は、この記事を読んだとき、強い驚きと憤りを禁じ得ませんでした。なぜなら、市長は、住民投票については「22項目にわたる法定協議会での協議が整い、その内容を市民に周知した後に実施する」と、6月議会に続き、先の9月議会の一般質問においても明確に答弁しております。

その舌の根の乾かないうちに、同じ9月議会の最終日に、突如、住民投票の実施を公言し、10月7日の法定協議会における発言となったものであります。

しかも、その発言が、合併のための条件を交渉している相手方、つまり北九州市が用意したペーパーに基づいてなされたものであるなど、首長としてあってはならないことでもあります。合併協議会は、合併しようとする市町村が、自らの街や住民が少しでも良くなるように、条件闘争を行う真剣勝負の場であります。

今回の市長の行為は、中間市の利益よりも北九州の利益を優先するという、中間市民を冒瀆する、許されざる背信行為であります。私は、市民を愚弄し、北九州市の言いなりになって合併を進める大島市長の姿勢や、合併の是非を判断し得る十分な情報提供もない住民投票が、公正かつ適法なものであるとは到底考えられません。また、その結果が本当に市民の意思を反映するものになるのか、甚だ疑問であります。

以上、このような極めて不適切な状況で実施されようとしている、住民投票の意義と有効性に対する重大な疑問を提起して、私の賛成討論といたします。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論はありませんか。植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

私は、延期を求める意見書に反対意見を申し上げます。

この議案中、多くの協議事項で合意に至ってないがありますが、合併した場合、中間区設置など、数点を残すだけでほとんどの項目で合意していると思います。

また、28日に新市計画について協議されますが、このことについては住民説明会などで事前に説明しています。合併したらどうなるかは、今のところ計画段階ではありますが、市民の方は充分判断できると思います。

また、21日告示で、10月31日に住民投票をすることは市民の方に知れ渡っており、ここで延期することは、いたずらに混乱を招くだけだと思います。

大島市長は、延期することなく、10月31日に住民投票を行ってください。また、市長は強いリーダーシップを取り、全力をもって合併を進めるという姿勢を示してほしいと思います。

以上、反対意見といたします。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより決議案第1号住民投票の延期を求める決議を、起立により採決をいたします。本決議書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

起立多数であります。よって、本決議案第1号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。

午前10時33分休憩

.....
午前10時39分再開

副議長（佐々木正義君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 . 決議案第2号

副議長（佐々木正義君）

次に、日程第5、決議案第2号住民投票と議員の身分取扱いに対する統一見解の決議を議題とし、提案理由の説明を求めます。杉原茂雄君。

議員（8番 杉原 茂雄君）

提案理由の説明を申し述べます。

極めて、私は重要な、しかも重大な問題であるという認識を踏まえながら、提案者として理由を申し述べる立場に立った次第でございます。

10月7日の第7回合併協議会の冒頭、思いもしないような、正気の沙汰とも言い難い、まことに血迷ったような、異常と言うべき大島市長コメント、まさに暴言と言っていいような、住民投票にかかわる大島コメントの重大な誤りを正すために、本議会を招集されたものであります。

今回の住民投票は合併の賛否を問うものであり、議員の身分の取り扱いや新市建設計画など、未解決の協議事項の賛否を問うものではありません。それらの事項は棚上げをして実施するということは、先刻確認をされておられたところであります。賛成多数であろうとも、定数か、定数特例か在任特例といったものは、引き続き合併協議会において継続審議をされるという前提の認識があったわけであります。

そこでまず、大島コメントの重大な誤りを指摘いたします。

一つ、明らかに住民投票条例の規定を逸脱した、越権的条例違反行為であります。住民投票条例をじっくり熟読してみてください。市長といえども、手前勝手な解釈を行うという自由裁量権は与えられていない、まさに独断的な政治発言であると思います。

二つ、大島コメントは、事前に議会に諮るべき内政問題であります。それが、突如、合併協で末吉市長にせつつかれて発言するなど、露骨な内政干渉を許した、全く異常という事態を生み出しました。住民主権の侵害以外の何物でもありません。

三、未解決の協議事項を棚上げのうえ行った結果、賛成多数であれ、その内容を巡っていろいろな解釈を提起するとするならば、それだけ多くの矛盾と混乱をもたらしかねない。であれば、充分そういうことが、既に発生をして予測されます。であれば、当然住民投票は中止すべきである。同時に、市長は、正当な条例改正の民主的手続を得て対処するというのが、市長としての当然の職務であり、職責であると思います。

四つ目には、大島コメントをよく読んでみてください。これによりますと、大島市長の方から北九州市長なり北九州側に「住民投票を実施いたします。膠着した状態を打開するために住民投票を実施します。どうか合併協議会を再開していただきたい」そう要請されています。「それが担保です」と、「住民投票が担保です」と。それに対して、北九州市側、また恐らく末吉市長さんの方は、「それは担保になりませんよ」と、「賛成多数の場合は定数特例という見解をはっきり打ち出すことによってしか担保になりませんよ」と、「協議会再開の担保になりません」というやりとりが行われたものと、私は、このコメン

トの書面を見ると、誰もがそういうふうに理解するのが当然ではないでしょうか。言うならば、これを受け入れたことによって、市同士の対等の関係の基本的な土台が、私は崩壊したんだと、つまり、内政干渉を許し、主権、住民主権という、市長とあるべき尊厳と誇りが失われたんだと、こういうふうに思います。

五番目には、合併協議会は、協議事項に対して一人一人の委員は一人なんです。一票なんです。独立しとるんです。北九州市側は、末吉市長以下、全部一体じゃないわけです。それぞれ独立しとる。中間市側もそうです。市長といえども、一票なんです。一人なんです。協議会委員としての果たすべき責任は同等なんです。中間市も、一人一人が持つとるわけですよ。で、何かそれが、それが、そこに大きな私は錯誤というか、判断の誤りがあると思いますが、一人一人の委員の主体的判断に委ねられて、その責任を果たさなきゃならない。ですから、市長だからといって、特別、特大の権限が付与されとるわけじゃないんです。とりわけ、定数特例を全く認められないとする我々中間市側の意見と、このコメントは全面対立をし、しかも内部的な分裂を招いておるわけですね。それはそのまま市政への混乱を増大した、その責任だけでも図り知れないものがある。中間市議会側との全面対立によって、全面的な意見の相違によって、合併の実現のための協議ができるでしょうか。よくよくお考えになっていただきたい。

そこで、問題焦点となっております、定数が在任かの議員の身分の取り扱いについて、若干その経緯と要点を申し述べておきたいと思います。

合併特例法は、市町村の合併を促進するための法律であります。で、その第6条に、定数特例すなわち合併時に全議員は失職をして定数3人とすると、3人として選挙する、これが定数特例第6条という規定なんです。で、これではなかなか合併協議がうまく進まんであろうと、したがって、それが障害要因になってはいかん、そういうことで第7条という在任特例の規定が設けられておるんです。その場合には、これを適用して、合併の実現を図るべく政治的解決を図りなさいと、これが第7条でありまして、今回の場合、この在任特例を適用しますと中間市議会議員は 在任特例が受け入れられますと中間市議会議員は、平成21年1月、来年北九州市議会議員選挙のその次の選挙まで、合併後も中間市議会議員は北九州市議会議員として在任というのが在任特例の内容であります。

で、私は、次のように主張してまいりました。

まず、一、編入合併であるがゆえに、在任特例適用が必要である。

二つ目は、中間市議会議員の任期は平成19年4月まで、その権利と役割は保証されておるんです。

三番目は、合併後の行政執行の推進を見届ける必要がある。3名の、新しく出る3名の議員さんだけではどうしようもない、これはもう実感できる、誰もが理解できるところです。

四点目は、もし合併を行う中で新市建設計画が認められたとするならば、それを遂行す

る、履行するための担保保証というのは、まず在任特例の適用以外にない。

こういう考え方や方針に立ちまして、今日まで中間市側では統一的、一体的に、行政側の皆さん方を含めて、そういう主張をしてまいったわけでありまして、これは、北九州市議会側も、それは当然であろうという、そういう認識に立っておったところのものであります。

私は、とりわけこの5月2日に片山北九州市議長と面談の上、次のような申入書を手渡しました。その内容は、一、在任特例を適用すること。二つ目、報酬は、中間市議現行報酬とする。三つ目、在任終了後の定数は、つまり21年1月の選挙の折の中間市側としての定数は、一期間に限って5人とする。という私の方の考えや意向を、意思を明確に文書で申し入れをしておったところでありまして。

ところが、ご承知のように、突如6月16日に末吉市長は、新聞発表において、中間市会議員の在任特例は認められない、それは、一票に格差がある、1万2,000人から選ばれた議員と、1,900人で、平均1,900人で選ばれた議員には、議員の格差がある、それは憲法違反だ、編入吸収だから定数3だ、こういう一方的な主張が、方針が断じられてきました。正直申し上げまして、驚天動地という言葉、この前使われましたけども、まさに驚天動地ということでもあり、これを見まして、このことを通しまして、政令市長の持つ権力者の姿、まさに私に言わせれば傍若無人な姿をかいま見たような思いでした。

本来、議会と市長というのは、行政執行側とは、対立する関係ではありませんけども相対する関係です。機能が違います。とりわけ、行政執行権を持つ市長の側には極めて大きな、権力的な権限が作用します。それだけに、何か市長の方が議会よりも高く見られがちですけども、本質は、対してる関係なんですね。機能が違う。それだけに、議会の議員の身分の取り扱いに関する事項を、事項というのは、まず向こうの議会の議員の皆さんの考え、我が方の側の議員の考え、これは合併を進める上でですよ、当然、双方の議会との協議にまず委ねる。それを委ねるといふことは妥当なあり方だと、それを、両市長は充分それを踏まえながら協議をしていくという、これが民主的なあり方なんですよ。しかし、末吉市長は、何を思い上がっておるのか知りませんが、全く北九州市側の議会の意向なり、事前の内部協議もなかったようです。全く今日まで行われてないんです。それによって北九州市議会のありようも、ある意味では考えなきゃならない意味があるんだとも思います。また、我々中間市議会側に、末吉さんの方から、「私はこういう考えじゃがどうかな」といった意思是全くないまま、全く我々は無視をされたまま、あの在任特例否定発言という爆弾を投げ込まれました。これ、正常と言えますか。まさに、権力者の権力行使ですよ。

ですから私は、端的に申し上げれば、在任特例が否定されて、定数特例を受け入れてするような合併は、それはもう植民地的な合併だといっても過言じゃない。ですから、対等な精神で、双方行われた契約や約束事は正当に履行、実行されるためには、どうしてもこの、対等合併の精神は貫き通さなきゃならん、かように考えるものであります。

定数が在任かを巡る協議において、誰一人として両市長に、生殺与奪の権を与えたり認めたりした者はないんです。ましてや、両市長が独断的に在任特例を否定するような態度や方針を見ると、これはむしろ、むしろ合併を拒否しているとしたら私は考えられません。つまり、物事をまとめて合併の実現を図るといふ、そういう意思が全くないじゃないかと。強権発動だけでなし得ると考えておるんでしょうか。

大きいものや強いものに従えという、強者の論理に立ったこういう攻撃的な、恫喝的な発言に強い不信感や疑念が生じ、信頼関係が崩壊するのは当たり前です。その、定数特例発言に屈従していくありさまを見ると、私は、北九州市の今日にある、北九州市の今日ある体制的体質への危惧を感じます。

私は、単に定数が在任かだけを問うているのではありません。在任特例を否定される理由も根拠も全くないんです。にもかかわらず、私は中間市の議員存在そのものが否定されておるんだ、議会制民主主義に対する根本的な理念なり精神というものが、行政、権力側にはないんだし、それが否定されておるんだというふうに思うわけでありまして、憲法違反発言は、むしろあれは詭弁です。私は、我々の、中間の議員の存在を否定する象徴的な詭弁だというふうにすら思うわけでありまして。

同時に、今日までの協議会の審議過程を通じまして、これは議員だけではなく、担当した職員の諸君もそういう感じ、認識、実感があると思います。とりわけ議員の身分問題の協議の中で、政令市の持つ官僚主義的な体制の本質が、この議員問題の取り扱いを巡って、象徴的な対立点となって浮かび上がってきたんだと。根底にある、体制の中にあるこのことが私は問われなくちゃならんと、「そういうところに中間市民を委ねていいのか」という政治体制に対する、私は極めて批判的な、私はコメントを寄せざるを得ない。

大島コメント発言を契機といたしまして、体制の持つ体質、それは強者の持つ論理の実態をいやというほど見せつけられました。これが、今の私の実感的な認識です。

私は、率直に申し上げますが、真の強者ほど情愛と慈愛の精神の持ち主であることが求められると思います。しかし、こんな考え方は、引かれ者の小うたか、泣き言かもしれません。しかし、弱者といえども、巨大なものから来る不法な力には屈しません。一寸の虫にも五分の魂です。

市の将来を決する重大な岐路にあつて、決定的な問題に関して、譲れないものには毅然として対処します。そうした政治理念を踏まえまして、一人一人の責任と尊厳と誇りを踏まえて、今後に当たるべき段階に来ておるものと思います。したがって、大島市長に、なお申し上げます。直ちに大島コメントなるものを、速やかに撤回することを求めて、提案理由の説明といたします。

ありがとうございました。

副議長（佐々木正義君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(佐々木正義君)

久好勝利君。

議員(7番 久好 勝利君)

提案理由の説明が始まってから、改めて本日配付されました決議案に目を通しますと、冒頭に「31日執行の住民投票は、条例に基づき合併の賛否を問うものであるが」となっております。この件につきましては、当初、共産党議員団が住民投票延期の決議を出した関係上、条例に基づかない、条例違反だという立場でその「31日執行」という文字の削除をお願いをし、それが了解していただいておりますので、この件については、恐らく事務局の方で取り違えて準備されたのではないかと思います。その点、どうなっているのでしょうか。

副議長(佐々木正義君)

杉原茂雄君。

議員(8番 杉原 茂雄君)

質問者の質問のとおりでございます。 「31日執行」というのは削除されて、議会の方には報告し、同意をいただいているものであります。そのとおりです。

副議長(佐々木正義君)

ほかに。青木孝子さん。

議員(6番 青木 孝子君)

1点だけ質問いたします。第2項目の、「賛成の意思表示をもって定数特例と解することは独断的越権であり、条例違反である」とあります。「独断的越権」というのは、非常に私も同感とするところですが、その後の、「条例違反」というのはどういう意味でしょうか。少し説明をお願いいたします。

副議長(佐々木正義君)

杉原茂雄君。

議員(8番 杉原 茂雄君)

条例第1条に、「投票の目的、合併に賛成か反対について市民の意思を確認することを目的とする」と。で、したがって、それ以上のものでもないし、それ以下のものでもないわけでありまして、これに一方的な見解を付することはそのことが既にもう条例違反だと私は考えます。いかがでしょうか。

副議長(佐々木正義君)

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(佐々木正義君)

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第2号については、委員会の

付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(佐々木正義君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決めました。

これより討論に入ります。討論はありますか。植本種實君。

議員(4番 植本 種實君)

私は、この統一議決案に対し、保留させていただきます。

「住民投票は、議員の身分について、在任か定数かを問うものではない」との見解は、そのとおりであり、私も同意いたします。が、「その結果に、道義的、法的拘束力はない」という箇所は、議論すべきと思います。なぜなら、住民投票は市民の税金を使って行うからであります。住民投票の結果の受け取り方は、議員それぞれ異なると思いますが、仮に賛成多数となった場合、私たち議員は、合併実現に向けて努力すべきと思います。議員も、民意を反映し、尊重すべきと思うのです。

また、法定協が膠着状態であるのは、その構成員である私も認識いたしておりますが、3か2 1かなど、非常に単純な議論がなされていると思います。定められた日に議員の身分について、住民投票に提示できないのは、法定協の責任です。法定協はその責任において議員の身分を速やかに決めるべきと思います。

以上、住民投票の結果についてはもっと議論し、法定協は責任ある態度をとるべきだと主張し、この議案書には保留させていただきます。

以上でございます。

副議長(佐々木正義君)

ほかにどなたかございませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(佐々木正義君)

これより決議案第2号住民投票と議員の身分取扱いに対する統一見解の決議を起立により採決をいたします。本決議については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

副議長(佐々木正義君)

起立多数でございます。よって、決議案第2号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

午前11時07分休憩

午前11時08分再開

議長(杉原 茂雄君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 6 . 会議録署名議員の指名

議長（杉原 茂雄君）

これより、日程第 6、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 7 6 条の規定により、議長において岩崎三次君及び上村武郎君を指名いたします。

議長（杉原 茂雄君）

以上をもちまして、今期臨時会に付議された案件はすべて議了いたしました。

よって、平成 1 6 年第 4 回中間市議会臨時会はこれにて閉会をいたします。

午前11時08分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する

議 長 杉 原 茂 雄

副 議 長 佐 々 木 正 義

議 員 岩 崎 三 次

議 員 上 村 武 郎